

	内容	質問	回答
1	妊娠が判明した場合	申込書提出期間終了後から結果通知までの間に妊娠が判明し保育の必要な事由が「就労」から「妊娠出産」になった場合、変更は可能でしょうか？またどのような手続きが必要ですか？	「就労」から「妊娠出産」の認定へ変更する手続きが必要となるため、 <u>出産予定日</u> が決まり次第、市役所保育課へお越しください。ただし、入所選考については、申込期間中にご提出いただいた書類（「就労」の認定）をもとに選考させていただきます。
2	園見学	昨年度に園見学をした施設や、現在通っている施設も園見学は必要ですか？また、園見学をするしないで選考の優先順位は変わりますか？	入園する年度によって申込方法、空き状況、施設ごとの諸経費等さまざまな違いがあるため、 <u>すでに園見学をした施設や現在通っている施設も申込みをする年度に関する情報を確認してください</u> 。申込みをする年度に関する情報を昨年度聞いた場合は、昨年度の日付をご記入ください。 <u>申込みをする年度に関する情報を希望施設すべてに対し確認し、チェックリストに説明を聞いた日を記入した場合、「希望施設を全て見学している場合」の指数が加点されます。</u>
3	「就労」認定	育休明けを4月1日に予定していますが、子どもの体調などで延長となった場合も4月中に復帰できれば問題ないですか？	入園月中に就労復帰をしていただければ問題ありません。 「就労」の認定で申請する場合、入園月は実働（有給休暇等はカウントしない）で1日以上就労が必要です。翌月以降は、64時間（標準時間保育の場合は120時間）以上の就労が必要となります。 なお、「就労」の認定で入園したにもかかわらず、入園月に就労できない場合は、 <u>就労できないことがわかり次第、市役所保育課へご連絡ください</u> 。診断書等により就労できなかったことを証明していただく場合があります。なお、就労していなかったことが後から判明した場合は、認定を取り消し退園していただく場合や、費用負担が発生する場合があります。
4		就労の認定について、「入園月は必ず実働1日以上就労」とあるが、1時間でも働けば1日以上とみなされますか？	勤務先が1時間の就労を1日就労したこととして認める場合は、可能です。
5		4月に入園し5月が祝日の関係で120時間いかない場合はどうなりますか？	祝日がある月を含め、 <u>毎月120時間</u> （短時間保育の場合は64時間）以上の就労が必要となります。毎月120時間以上の就労が見込めない場合は、短時間保育でお申込みください。
6	「求職活動」認定	令和8年4月入園で父親「就労」母親「求職」の場合 認定期間は4月～6月、また4月入園が決定した場合は母親は3月までに就労先が決まらなければならないという認識で良いでしょうか？	「求職活動」の認定は、入園月から3か月間の認定となります。4月に入園した場合は、認定期間が終了する6月末までに就労先を見つけ、就労証明書をご提出いただく必要があります。認定期間が終了するまでに新たな就労先が見つからない場合は、退園となります。 なお、新しい就労先が決まったにもかかわらず就労証明書の提出が間に合わない場合は、申立書を代わりにご提出ください。申立書をご提出いただくことで認定期間を1か月間延長することができます。ただし、申立書によって認定期間を延長できるのは1回のみです。
7	「育児休業」認定	夫婦で育休を取った場合、園の継続は可能ですか？	両親共に「育児休業」の事由で園を利用することはできません。母の認定事由が「妊娠・出産」の期間内であれば父の「育児休業」の事由での園の利用は可能です。
8	育休延長の手続き	育休延長の際、申請書のコピーが必要なのですがコピーするのを忘れて出していました。後日、申請書のコピーを貰いに行くことはできますか？	<u>ご提出いただいた書類は、コピーや返却をすることができません</u> 。ただし、入所選考で保留となった場合は、申請後初めての結果送付時に限り、利用申込書の写しを保留通知とともに送付いたします。
9	提出書類	現在育休中で来年2月に復帰予定ですが、勤務先が遠方で通勤が大変なため、復帰時から週1～2の非常勤に変更予定です。育休中に認定してもらって、その後復帰後の働き方が定まった時点で再度認定していただければ良いのでしょうか？	<u>入園希望月の勤務時間（予定）で申請してください</u> 。入園希望月から週1～2日の就労をする場合、認定申請書および就労証明書は週1～2日の勤務予定をご記入ください。勤務時間が確定していない場合は、最も可能性の高い勤務時間をご記入ください。 <u>申込み時の就労時間より短い勤務時間で就労していることが入園後に判明した場合、今後の保育施設の利用に影響が出る場合がありますので、お気をつけください</u> 。
10		希望園の記入は第一希望園のみでもよいですか？	第一希望園のみでも構いません。なお、 <u>希望する施設の数に制限はありません</u> 。
11		12月31日まで育休を取得しており、12月中の入園を希望している場合、就労証明書にはどのように記入すればよいですか？入園が決まれば、育休を短縮するつもりです。	12月に「就労」の認定で入園を希望する場合は、就労証明書において12月中に復帰する旨の証明をお願いします。 <u>「就労」の認定で申請する場合、入園月は必ず実働（有給休暇等はカウントしない）で1日以上就労する必要があります</u> 。そのため、12月31日まで育児休業を取得する場合は、12月入園申込では「育児休業」の認定でお申込みいただくことになります。ただし、「育児休業」の認定で新規入園する場合は入園児童の年齢等によって制限があるため、ご注意ください（詳しくは「入園のご案内」4ページをご覧ください）。
12		今年度入園（途中入園）と来年度入園で提出する就労証明書は同じものでよいですか？（応募ごとに新しいのが必要か）	証明内容に変更がない場合は、同じものを使用することは可能です。ただし、提出日時時点で証明日より3か月以内のものに限りです。
13		パート社員として雇用されているが、リモートワーク中心で1日の就労時間に定めがない場合は就労証明にどのように記載してもらえばいいですか？	雇用契約どおりの内容を勤務先に証明していただくようお願いします。就労時間が変則的な場合は、固定就労の欄に複数パターンの就労時間を記入していただくか、変則就労の欄に主な就労時間を記入していただくようお願いします。
14		夫が単身赴任で別居だが同一生計の場合はどのように記載すべきですか？	すべての書類で保護者2人分の情報が必要となります。また、家庭で保育ができないことを証明する書類も保護者それぞれの分が必要となります。詳しくは「入園のご案内」12ページ（ひとり親家庭として申請できる条件と必要書類）をご覧ください。
15		令和7年12月入園（年度途中入園）を希望しているが（復帰は12月予定）途中入園できなかった場合、4月入園の申込み時は4月入園になった場合の勤務開始日を記載してもらいたいでしょうか？	入園希望月から入園する前提で記入いただくものであるため、それぞれ、入園希望月から入園する場合の勤務開始予定日を勤務先に証明していただくようお願いします。

16		令和7年7月入園で保留となった場合、令和8年4月の申込み書類は途中入園申込みで提出した書類を全て提出しますか？	年度ごとの申請のため、令和8年4月申込みについても必要な書類をすべてご提出ください。なお、申し込む年度によって必要書類の様式等が異なる場合があるため、必ず保育課ホームページ等で該当する年度の様式を確認して使用してください。
17		就労証明書について、提出期日以降に契約更新がある場合はどのように書けばよいか？	備考欄等に契約更新する場合があることをご記入ください。ご記入いただけない場合は、 <u>雇用期間が終了する月までが認定期間</u> となります。 入園後に認定期間が切れる場合は、認定期間を延長するための手続きを在籍施設で行う必要があります。その際は、認定申請書および契約更新後の就労証明書を在籍施設へご提出ください。
18		保育の必要な事由を証明する書類は、どのくらいの頻度で提出が必要ですか？（毎月？半年に1回？とか）	認定が続いている間（詳しくは「入園のご案内」3ページをご覧ください）は、基本的に <u>ご提出いただく必要はありません</u> 。ただし、現況確認のため、入園後は毎年1回ご提出いただく必要があります。
19		マイナンバーの提出について、マイナンバーカードを持っている場合も住民票での提出で良いのですか？	マイナンバーカードをお持ちの方も、マイナンバー入りの住民票をマイナンバーカードの写しの代わりにご提出いただくことが可能です。
20	申請	就労証明書が申込みまでに出不せない場合や、9月から決定までに不せるようになった場合、途中で不せますか？	申込期間以外にご提出いただくことはできません。申込期間中にご提出いただいた書類をもとに選考させていただきます。就労証明書を申込期間中にご提出いただけない場合は、認定申請書の裏面③保育を必要とする理由等を必ずご記入ください。認定申請書の裏面からも入園月の就労状況が確認できない場合は、認定を受けることができず、選考にありません。また、不足書類がある場合は選考に影響を及ぼす場合があります（詳しくは「入園のご案内」17ページをご覧ください）。
21		3月まで育休であり4月に仕事復帰ですが、3月時点は育休中のため3月の入園申し込みはできませんか？	「就労」の認定で申請する場合は、入園月は必ず実働（有給休暇等はカウントしない）で1日以上就労する必要があります。3月中に就労復帰をしない場合、3月入園申込では「育児休業」の認定でお申込みいただくことになります。ただし、「育児休業」の認定で新規入園する場合は入園児童の年齢等によって制限があるため、ご注意ください（詳しくは「入園のご案内」4ページをご覧ください）。
22		求職活動の認定で申込み後に就労先が決まった場合など、保留中に保育の必要な事由が変更になった場合の申請方法を教えてください。	保育の必要な事由が変更となった場合は、必要書類一式を年度途中入園の申込期間内に再度ご提出ください。新たに提出いただいた書類をもとに審査・選考をさせていただきます。
23		現在、届出保育施設に通っていますが、転園の手続きは保育課でしなければなりませんか？	転園ではなく、認可施設への新規申込となります。必要書類を希望する入園月の申込期間内に第一希望園または市役所保育課へご提出ください。
24		年度途中の入園でも、申請書類は園を経由するのか？	4月入園も年度途中入園も申請方法は同じです。申請書類は第一希望の保育施設または直接保育課へご提出ください。
25	市外からの申請	現在市外に住んでいて、転入予定が未定の場合 住民票の異動が確認されたら内定通知が送付されるとのことですが、異動の確認は毎月どのタイミングで確認されて、いつ頃送付していただけるのかがおおよそでいいので知りたいです。	内定通知は、市外にお住まいの方にも送付いたします（詳しくは「入園のご案内」22ページをご覧ください）。年度途中入園については、内定が決まった場合、電話でご連絡させていただきます。書面による通知は、システムで転入が確認でき次第、送付いたします。
26	指数	点数が低くても「既にきょうだいが在園している」場合優先して入れますか？ ①両親ともに就労で在園きょうだいなし ②父親就労、母親求職活動で在園きょうだいあり（1号認定） この場合②が優先ですか？	既にきょうだいが在籍している場合、点数に関わらず優先となります。ご質問の内容で言えば、②の児童が優先となります。ただし、受入可能人数を超えて優先される児童の申込みがあった場合は、優先の児童の中で点数の高い児童から内定が決まります。
27		自営業で月によって就労時間がバラバラの場合、選考指数はどのように点数をつけられるのでしょうか？	就労時間の平均値で選考されます。ただし、入園後は就労時間が長い月があった場合も、毎月必ず64時間（標準時間保育の場合は120時間）以上就労をしていただく必要があります。
28		育児休業中の点数が4点とありますが、会社に在籍しているので就労と育休の点数は重複するのでしょうか？	基本指数については、父母それぞれの認定内容によって一つずつ加点されるため、就労に関する基本指数と育児休業に関する基本指数の両方が加点されることはありません。入園希望月に就労復帰する場合は、「育児休業」の認定ではなく「就労」の認定となります。なお、 <u>希望する認定を認定申請書の裏面から選択してください</u> 。
29		出産で18点とありますが、具体的にどの状態が該当しますか？	出産の18点は、「妊娠・出産」の認定（詳しくは「入園のご案内」3ページをご覧ください）で申請される方に加点されます。
30		引越先区域の保育園を第1希望で申込みしますが、提出時は現在の住所になるため自宅住所保育施設の補正指数は対象外でしょうか？	<u>各申込期間の基準日時点（申込期間の属する月の1日）での状況で審査・選考させていただきます</u> 。 例：令和8年4月入園一次申込（申込期間：令和7年9月）→令和7年9月1日時点 令和8年4月入園二次申込（申込期間：令和8年1月）→令和8年1月1日時点
31		なぜ自宅住所がある区域の保育施設への申し込みの場合に加点となるのでしょうか？勤務地への通勤時間のことを考えると、家の近くの園が始まる時間を待っていると勤務開始時間に間に合わないことがあり、区域外を選ばざるを得ない状況が生じる人もいると思います。	「自宅住所がある区域の保育施設に申込み場合」の加点は、小学校への進学などを考慮し、自宅近くの保育施設への入園希望がかなうように設けたものです。世帯によってさまざまなご事情があることは承知しておりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
32		私の住んでいる所は区域の境目で朝の渋滞を考慮すると職場へは隣の区域の園の方が利便性が高いです。この場合、希望する園が区域外であれば加点はされないという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。なお、第一希望園がお住まいの小学校区内にある保育施設（詳しくは「入園のご案内」36ページをご覧ください）である場合にのみ「自宅住所がある区域の保育施設に申込み場合」の加点対象となります。
33		同点の場合、何を基準に順位を決めますか？	選考基準指数表（「入園のご案内」18ページをご覧ください）の「同点になった場合の優先順位」のとおり内定を決定します。
34	選考方法	選考方法のパターンBについて、なぜこども園の希望者が優先されるのですか？	こども園を第一希望園にしている児童が先に選考されますが、優先されることはありません。保育園を第一希望園にしている児童は、第一希望園の認定こども園に内定が決まった児童以外の中で点数の高い児童から内定が決まります。 また、認定こども園を第一希望園にしている児童を先に選考する選考方法は、 <u>過去3年間の待機児童が0人</u> などの要件を満たす場合に適用されます。

35	転園	転園申込して落ちた場合どうすればいいですか？どこにも預けられないですか？	2・3号認定から転園申請しすべての希望施設が保留となった場合、在籍していた施設等の認可保育施設の利用をすることができません。保留が続いている間は、届出保育施設や幼稚園等をご利用いただくことになります。届出保育施設や幼稚園の空き状況等については、直接希望する施設へお問い合わせください。
36	違う年度の 申請の併願	Q & A、Q 1－9 で令和7年度分の内定決定後に令和8年度分の申込みをした場合、令和7年度の内定園は7年度末で退園となるが、令和8年度分の内定が出た後に令和7年度分の内定（令和8年3月入園等）が出た場合は、令和7年度に入園した園で令和8年度も継続して通うことは可能ですか？	例年、在籍施設の継続利用についての調査を10月ごろに行っています。この継続利用の調査後に内定が決まった児童については、翌年度も継続して通うことができるかは保育施設の空き状況等によります。 令和8年3月に内定が決まった場合など、継続利用の調査後の <u>年度途中で内定が決まった保育施設に継続して通うことができない可能性があるため、事前に入園を希望する施設へご相談ください。</u>
37		令和7年度途中入園と令和8年度4月入園を同時に申込みをしているが、第1希望第2希望それぞれの園に確認が必要なのか？	違う年度の申請を併願する場合は、事前に希望施設すべてへご連絡ください。 令和7年度途中入園申込と令和8年4月入園申込の併願は制度上可能ですが、どちらも内定となった場合は2人分の空き枠を使用し、保育施設の運営に影響が出る可能性があるため、申込予定の保育施設すべてへ事前にご相談ください。また、 <u>両方の内定が決まった場合は、どちらかの内定園の取下げ手続きが必要ですので、速やかに市役所保育課にお越しください。</u>
38	情報の公開	各保育施設の過去の申込倍率は公表されていますか？	申込倍率の公表はしていません。